

## ○ 政策目標5－1：内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

### 1. 政策目標の内容

関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案しながら 関税率の設定・関税制度の改善等に努めます。

### 2. 目標達成のための取組

上記の目標を達成するために、適切な関税制度の実施及び特殊関税制度の適正な運用に取り組みました。

#### (施策)

- 5－1－1 適切な関税改正の実施
- 5－1－2 特殊関税制度の適正な運用

#### [施 策5-1-1:適切な関税改正の実施]

- (1) 関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等について記載を求めました。平成26年度関税改正要望として、農林水産省、経済産業省及び財務省より暫定税率等の適用期限の延長が、内閣府、文部科学省及び厚生労働省より子ども・子育て支援新制度に伴う税制上の所要の措置が、経済産業省及び国土交通省より暫定的減免税制度の適用期限の延長が提出され、当該要望の精査に当たっては、関係府省の政策評価結果を活用しました。また、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取しました。
- (2) 関税・外国為替等審議会において、平成25年10月から、計3回にわたり検討が重ねられ、同年12月12日、平成26年度における関税率及び関税制度の改正に係る答申が取りまとめられました。
- (3) 本答申を踏まえて策定した関税改正案を「平成26年度税制改正の大綱」に盛り込みました。
- (4) これらを踏まえて作成した関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を、平成26年2月7日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年3月28日に成立、同月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されています。  
主な平成26年度関税改正の背景及び概要は以下の通りです。

#### イ 適切な関税率の設定

##### 内外の経済情勢の変化等への対応

国内産業の保護の必要性や国内需要者のニーズ、消費者への影響等を勘案しつつ、社会・経済情勢の変化を踏まえ、個別品目の関税率の設定等を行いました。

---

## 【改正概要】

### (i) 暫定関税率等の適用期限の延長等

- ① 平成26年3月31日に適用期限が到来する暫定税率（433品目）並びに特別緊急関税制度及び牛肉等に係る関税の緊急措置（牛肉の発動基準数量の算出基礎の特例を含む。）について、これらの適用期限を1年延長しました。
- ② 航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度の適用期限を3年延長しました。

### (ii) 特恵関税制度に係る改正

- ① 特恵関税の対象商品であっても、国際競争力が高いものは国及び品目を指定して同制度を適用しないこととしている（国別・品目別特恵適用除外措置）ところ、農水産品20品目及び鉱工業品74品目中国産92品目、ブラジル産品1品目、タイ産1品目）について、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで、特恵適用の対象から除外することとしました。
- ② サモアが国際連合の決議により後発開発途上国でなくなり、特別特恵受益国の要件を満たさなくなったことから、特別特恵受益国の指定から除外しました。

## □ 関税制度の改善

### (i) 通関手続の迅速化（少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大）

少額輸入貨物に対する簡易税率制度は、小口急送貨物（S P 貨物：Small Package）や国際郵便物の輸入急増を背景に、輸入貨物の通関の迅速化を図ることを目的として、平成5年度に導入されました。

少額のS P 貨物や国際郵便物であっても、一般税率が適用される場合には、輸入者又は税関において、9,000超存在する関税分類を品目毎に行う必要があります。他方、簡易税率制度により、課税価格が10万円以下の少額輸入貨物については、9,000超の関税分類を要することなく、7区分の簡易税率による申告納税又は賦課課税を可能とすることにより、輸入者の納税事務の簡素化及び税関の課税事務の効率化を図ってきました。

簡易税率制度導入後、S P 貨物の輸入許可・承認件数は約10倍、また、現在、国際郵便物の賦課課税件数の約6割を占めるEMS（国際スピード郵便：Express Mail Service）の賦課課税件数は約4倍（国際郵便物全体では約2倍）と大幅に増加し、両者とも近年も増加傾向が継続しています。特に、課税価格10万円超20万円以下の国際郵便物については、賦課課税方式が採られているため、税関職員が郵便物に貼付されたラベル（税関告知書）を直接確認して、（本改正以前は）簡易税率によることなく、9,000超の関税分類を行う必要がありました。

また、税関は、国際郵便物に対し、課税・社会悪物品等の水際取締り等複数の観点からのチェックを行っているところ、国際郵便物は社会悪物品等の密輸手段としての利用の拡大が懸念されており、課税事務の効率化により、国際郵便物のセキュ

---

リティ対策の強化を図ることも課題となっています。

こうした状況に対応する観点から、一層のS P貨物の納税事務の簡素化及び国際郵便物の課税事務の効率化により通関の迅速化を進めるため、簡易税率の適用対象額を拡大することが必要な状況となっていました。

【改正概要】

簡易税率の適用対象額を、現行の10万円以下から20万円以下に拡大することとしました。

( ii ) 減税制度の対象拡充

保育所等において使用する給食用脱脂粉乳については、発育途上にある生徒・児童等の心身の健全な発達と国民生活の改善を図るとの趣旨から、関税の減税措置が採られています。

平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度が導入されることとなりました。同制度の下で、幼保連携型認定こども園は、法律上学校教育を行うと位置付けられるほか、保育所と同様に児童福祉施設としても位置付けられます。また、同制度の下では、家庭的保育事業等が市町村認可事業として新たに児童福祉法上に位置付けられます。新制度下の幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業等の認可に際しては、従来の保育所と同等の基準を満たす必要があります。

【改正概要】

幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等において使用する給食用脱脂粉乳についても、従来の保育所等において使用する給食用脱脂粉乳と同様に扱い、減税措置の対象とすることとしました。

〔施 策5-1-2:特殊関税制度の適正な運用〕

特殊関税制度は、特別な事情がある場合に通常の関税のほかに割増関税を賦課する制度で、WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するための「報復関税」、不当廉売された輸入貨物に対する「不当廉売関税」、外国政府による補助金付きの輸入貨物に対する「相殺関税」、予期しなかった輸入の増加に対処するための「緊急関税」があります。

平成25年度における特殊関税の課税の状況等は以下のとおりとなっています。

(1) 米国バード修正条項に対する報復関税

バード修正条項（1930年関税法を修正する条項）は、不当廉売関税及び相殺関税により米国政府が得た税収を不当廉売又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律で、不当廉売関税等の賦課及び税収の分配により二重の利益を与え、また、不当廉売関税等の賦課の提訴を助長する性質を持つとして、平成15年1月にWTO協定違反が確定しました。それを受け、我が国は平成16年11月、本条項に基づく分配に対して対抗措置をとることについてWTOの承認を受け、平成17年9月1日、米国から輸入される玉軸受等15品目（ベアリング、鉄鋼製品等）につき、直近年の分配額に基づき税率15%の報復関税（適用期間1年）を発動しました。その後も依然としてWTO協

定違反の状態が継続していることから、平成18年以降、毎年、対抗措置を1年ずつ延長してきました。なお、平成20年から平成23年においては、分配額の減少に伴い、対象品目を2品目（玉軸受及び円すいころ軸受）に絞り込むと共に、税率を順次10.6%、9.6%、4.1%及び1.7%に引き下げ、平成24年には、分配額の更なる減少に伴い、対象品目を1品目（円すいころ軸受）に絞り込んだ上で税率を4.0%に引き上げました。平成25年においては、過去の留保分から分配された金額を含め、分配額が大幅に増加したことから、対象品目を玉軸受等13品目（ベアリング、鉄鋼製品）に拡大した上で、税率を17.4%に引き上げ、8度目の延長を行いました。

(注) 本件については、EU及びカナダが平成17年5月から、メキシコが同年8月からそれぞれ対抗措置を発動し、このうちEUは平成26年においても対抗措置を延長しました。

#### (2) インドネシア産カットシート紙に対する不当廉売関税調査

平成24年5月10日に本邦産業から財務大臣に対し、インドネシア産カットシート紙（コピー用紙や上質紙など）に対する不当廉売関税の課税申請書が提出されたことを受け、同年6月29日より、不当廉売関税の課税に関する調査を実施しました。調査においては、WTO協定及び国内関係法令に則り、利害関係者からの証拠の提出、意見の表明等の機会を設け、インドネシアの供給者等に対する実態調査による客観的な証拠の収集等を行い、当該証拠に基づき検討した結果、不当廉売輸入の事実は認められなかったことから、平成25年6月26日に不当廉売関税を課さないことを決定しました。

#### (3) 南アフリカ、中国、スペイン及びオーストラリア産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税

南アフリカ、中国、スペイン及びオーストラリア産の電解二酸化マンガン（主に電池の正極材の原材料として使用）については、平成20年9月1日から平成25年8月31日までを課税期間として、不当廉売関税が課されていたところですが、平成24年8月30日に本邦産業から財務大臣に対し、当該不当廉売関税の課税期間延長に係る申請書（生産者が廃業したオーストラリア産を除く）が提出されたことを受け、同年10月30日より、不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査を実施しました。調査においては、WTO協定及び国内関係法令に則り、利害関係者からの証拠の提出、意見の表明等の機会を設け、中国の供給者等に対する実態調査による客観的な証拠の収集等を行い、当該証拠に基づき検討した結果、不当廉売関税の課税期間満了後に、不当廉売輸入が継続し、その輸入の国内産業に与える実質的な損害の事実が継続し又は再発するおそれがあると認められたことから、課税期間を5年間（平成31年3月4日まで）延長しました。なお、課税期間延長に係る申請が提出されなかったオーストラリア産の電解二酸化マンガンについては、平成25年8月31日に課税期間が満了しました。

#### (4) 中国産トルエンジイソシアナートに対する不当廉売関税調査

平成25年12月17日に本邦産業から財務大臣に対し、中国産トルエンジイソシアナート（主に自動車座席等に使用されるポリウレタンフォームの原料として使用）に対する不

---

当廉売関税の課税申請書が提出されました。当該申請について、WTO協定及び国内関係法令に照らして検討を行った結果、調査を行うに足る十分な証拠を備えたものであると認められたため、平成26年2月14日、不当廉売関税の課税に関する調査を開始しました。